平成２６年５月７日

破産手続開始通知書

債権者
債務者
財産所持者　各　位

福岡地方裁判所第４民事部２係３１班
裁判所書記官　峰　　伊津子

当裁判所は，次の破産事件について，平成２６年５月７日午後４時，下記のとおり破産手続を開始しましたので通知します。

事件番号　平成２６年（フ）第３２５号
（申立年月日　平成２６年３月２０日）
福岡市中央区高砂１丁目１１番１号
債務者　ウイスコ株式会社
代表者代表取締役　山本哲二

記

１　破産手続開始決定の主文
　債務者ウイスコ株式会社について破産手続を開始する。
２　破産管財人の住所及び氏名
　福岡市中央区薬院１－１６－２０　不二法律事務所
　弁護士　中山栄治（電話　０９２－７１２－３１１５）
３　破産者に対して債務を負担している者及び破産者の財産を所持している者は，破産者に弁済し又はその財産を交付してはならない。

※※本件の手続について（必ずお読み下さい。）※※

１　現時点では，債権者の方への配当は極めて困難な状況と考えられ，債権届出期間及び債権調査期日は指定されておりませんので，債権届出は必要ありません。（ただし，時効中断等の必要がある方は債権届出をしていただく必要があります。）
今後，配当が見込まれることとなった場合には，改めて，債権届出期間等についてご連絡させていただきます。
２　財産隠匿等に関する情報がありましたら破産管財人までお寄せください。（財産隠匿等もなく新たな財産が発見できなかった場合には，破産廃止決定（破産法２１７条）をして本件手続を終了させることになります。破産廃止決定がなされた旨は官報に公告され，債権者の方への個別の通知はありません。）
３　債権者の方が多数に上ること等を考慮して，債権者集会は行わないこととなりました。破産者の財産状況については，平成２６年１１月以降に，破産管財人から通知される予定です。
４　破産管財人作成の「債権者の皆様へ」という書面を同封しております。本件についてのＱ＆Ａが記載されておりますのでご一読ください。